補助金の交付までの流れ（保育士資格等取得支援事業）

1 (2)	指定保育士養成施設への入学・受講 ２と順番が前後しても構いません。

↓

2 (1)	保育士資格等取得支援事業実施計画書の提出 受講開始日（指定保育士養成施設に入学した日または指定保育士養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日）　　の属する年度中に提出してください。

↓

3	【県】　対象の可否を通知

↓

4	指定保育士養成施設の卒業等

↓

5	保育士登録・保育士証交付

↓

6	対象施設等での勤務 保育士証の交付を受けた後、対象施設等で１年以上勤務してください。（１年以上継続して勤務されない場合は、交付を受けた補助金の返還が必要になる場合があります。）

↓

7	保育士資格等取得支援事業完了報告書の提出 対象施設等で勤務を開始した日の属する月の末日までに提出してください。 既に勤務されている場合は、保育士証の交付を受けた日の属する月の末日までに提出してください。

＋

8	補助金の交付申請および実績報告 ７と同時に提出してください。

↓

9	【県】　補助金の交付決定および額の確定

＋

10	【県】　補助金の交付

↓

11	保育士資格等取得支援事業実施後の勤務実績報告書の提出 対象施設等で勤務を開始した日から１年を経過する日の属する月の末日までに提出してください。